

政務活動費の導入について

(「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」参考/令和4年2月発行)

1 趣 旨

- (1) 地方分権改革時代に議会力を向上させるための制度
- (2) 行政（首長）に対する監視・政策提言力を高めるための制度

2 導入の必要性

- (1) 住民からの要望が多岐にわたっている今日、議会の審議能力を向上させることが重要
- (2) 議員の調査活動基盤が充実強化され、議会・議員の活動量が増し、監視・政策立案機能の強化につながる。
- (3) 町村の議会事務局は平均 2.5 人という脆弱な体制。議員自身が調査研究を担わなくてはならない状況

3 不交付の理由

- (1) 近隣自治体の状況 (46.3%)
- (2) 財政的に厳しい (34.3%)
- (3) 住民の理解が得られない (23.5%) 等

4 導入に向けた論点（検討課題）

- (1) 政務活動費の意義を議会全体で確認する（制度目的の共有）。
- (2) 交付条例案と交付基準を作成する（使途の明確化）。
- (3) 議会報告会等で政務活動費の意義や活用を住民に説明する（使途の透明性）。
- (4) 政務活動費に係る事務のマニュアル化を進める（適正明快な一連の手続）。

5 検討スケジュール

- (1) 議員研修会における課題を踏まえた議運案（条例）整理（～令和7年2月）
（使途費目、使途基準、交付方法、交付金額、情報公開手法、使途審査機能、内規等）
- (2) 議員間討議による課題検討・協議、原案確定（～4月）
- (3) 議会サポーターとの協議（～7月）
- (4) 議会改革諮問会議への諮問（～9月）
- (5) 議会提案～議決（～12月）